

特定工程及び特定工程後の工程の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

第1 中間検査を行う区域

つくば市の区域

第2 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

1 次に掲げる構造、用途及び規模の建築物とする。

- (1) 一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の階数（地階を除く。）が3以上又は延べ面積が500平方メートル以上の建築物
- (2) 主要構造部の全部又は一部を木造とする一戸建ての住宅、共同住宅、長屋又はこれらの用途を兼ねる建築物であって、一の建築物における新築又は改築（改築にあつては建築物の全部を除却する場合に限る。）に係る部分の階数（地階を除く。）が2以上、かつ、延べ面積が100平方メートル以上のもの。
ただし、前号の建築物を除く。

2 前項の規定は、新築、増築又は改築に係る建築物が次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

- (1) 法第68条の10第1項の規定による認定をされたもの
- (2) 法第85条の規定の適用を受けるもの
- (3) 枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法を用いた建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準に適合するもの
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による建設住宅性能評価における検査（躯体工事の完了時のものに限る。）に合格したもの

第3 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表ア欄に掲げる建築物の構造に応じ、同表イ欄に掲げる工程とする。ただし、建築物の構造が2以上に該当する場合は、いずれか早期のものを特定工程とする。

ア	イ	
	特定工程	特定工程後の工程
建築物の構造		
木造	軸組工事	壁の内装工事及び外装工事
鉄骨造	1階部分の鉄骨の建て方工事	耐火被覆の工事、内装工事、外装工事その他鉄骨の接合部を隠蔽する工事
鉄骨鉄筋コンクリート造	1階部分の鉄骨の建て方工事	柱及びはりの配筋工事
鉄筋コンクリート造	階数が1の場合は屋根の配筋工事、階数が2以上の場合は2階の床及びはりの配筋工事(当該工事を現場で行わないときは、2階床版の取付工事)	特定工程の配筋を覆うコンクリート打込み工事(当該工事を現場で行わない場合は、2階の柱又は壁の取付工事)

第4 適用

この告示は、令和6年1月1日以後に第3に規定する特定工程に係る工事を完了する建築物について適用する。